

LLPゼフィルスセミナー 「幸福のための事業承継」

2008年4月3日
LLPゼフィルス組合員
税理士 水野 圭爾

1. 中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策について（中小企業庁）

① 現状

中小企業経営者の高齢化が進展

↓

後継者不在，相続税負担過重，同族株式分散 etc.

↓

廃業

↓

技術・雇用の喪失

② 後継者不在対策

M&A支援，セミナー開催，制度融資 etc.

③ 相続税負担過重対策

非上場株式に係る相続税の納税猶予制度

④ 同族株式分散対策

民法の特例

2. 取引相場のない株式（出資）の評価

① 取引相場のない株式（出資）の評価明細書

相続税評価額（相続税・贈与税を計算するための時価）を算定するためのもの。

売買をする際の時価ではない。

ただし、個人間売買の場合には、この明細書で算定した評価額で売買しても、通常税金の問題は生じない。

法人対個人、法人対法人の場合には、多少アレンジする必要がある。

譲り受ける人によって、あるいは、会社の規模、会社資産の構成内容、開業時期その他の事由により、計算方法が異なる。

会社の業種、配当の支払い状況、単年度利益や利益の累計の状況により、計算要素が変わる。

それらをうまくアレンジすることにより、評価額を下げることも可能。逆に上げ

ることも可能。

会社の純資産価額（帳簿価額ではなく、相続税評価額により計算したもの。）が、計算上大きな要素となる。

② 税金

売却した場合の税率

20%（所得税：15%，住民税：5%）